

【ドイツ】新連立政権（大連立）の政策課題—2018年連立協定—

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

* 2018年3月12日に、第19議会期におけるキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）及び社会民主党（SPD）の連立協定が成立し、14日に第4次メルケル政権が発足した。

1 連邦議会選挙後の連立協議の経緯

2017年9月24日の連邦議会選挙により、第18議会期に連立政権を担っていたCDU/CSUとSPDは大幅に議席を失った¹。SPDは直ちに連立政権離脱を表明し、CDU/CSUは過半数確保のため自由民主党（FDP）と同盟90/緑の党（Bündnis 90/Die Grünen）との協議を開始したが、FDPも連立協議離脱を宣言したことにより、CDU/CSUだけの不安定な少数政権か、再選挙が危惧される事態となった。シュタインマイヤー（Frank-Walter Steinmeier）連邦大統領は、2大政党に安定政権樹立を促し、SPDが12月7日の党大会で連立協議に応じる方針を決定したことによって、CDU/CSUとSPDによる連立（大連立）の発足が方向付けられた。2018年に入り具体的な協議が開始され、2月7日に、第19議会期（2021年秋までの予定）に実現を目指す政策に関して、連立協定の内容がほぼ固まった。参加各党の党内承認を経て、3月12日に党首等が連立協定に署名し、3月14日には、CDU党首メルケル（Angela Merkel）が連邦議会で首相に選ばれた。こうして連邦議会選挙から半年近くを経て、第4次メルケル政権が発足した。²

2 連立協定の概要

連立協定は「欧州のための新たなスタート、ドイツのための新たなダイナミズム、我が国のための新たな結束」と題され、前文と全14章から成る（全175ページ）³。

前文では、ドイツの国際的地位や強いEUによって平和、安全及び繁栄の未来が保障されると記され、ドイツの現在の経済的活況はこれまでの大連立の成果であることを強調した上で、更なるダイナミズムの追求と「全ての人の繁栄」が目標に掲げられている。その一方で、選挙結果に国民の不満が表れていることを認め、地域社会を支える国民と共に安全で公平なより良い社会を築く意志と、旧東ドイツ地域の課題は全ドイツの課題であるとの認識を示している。

第1章は、EUを大前提としてドイツの政策を進める姿勢を打ち出した章である。欧州議会の機能強化を訴え、ドイツはEU財政強化のための貢献を高める準備ができているとしている。

第2章では、第3章以降の各論が簡潔に紹介され、第3章以降では、家庭と子供、教育・研究・デジタル化、労働政策・税等負担軽減、経済・税財政・エネルギー・交通・農業、社会保障、移民、住宅、開発と安全保障等の政策目標が列挙され、多くの予算投入の意思が示された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年4月6日である。

¹ 泉眞樹子「【ドイツ】2017年連邦議会選挙」『外国の立法』No.274-1, 2018.1, pp.4-7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11019005_po_02740102.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

² „171 Tage“, *Süddeutsche Zeitung*, 05.03.2018 等。

³ „Ein neuer Aufbruch für Europa. Eine neue Dynamik für Deutschland. Ein neuer Zusammenhalt für unser Land. Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD“. (Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD. 19. Legislaturperiode) Bundesregierung website <https://www.bundesregierung.de/Content/DE/_Anlagen/2018/03/2018-03-14-koalitionsvertrag.pdf?jsessionid=B7D1AA7A530F76CBF8661229A52BEF75.s2t1?__blob=publicationFile&v=1>

3 連立協定の個別の政策目標（第3章～第14章）

(1) 子供と家庭、男女平等に関する政策（第3章）

児童手当⁴は、子1人当たり月額25ユーロ⁵増額する。所得税法上の児童控除の額も、相応の引上げを行う。保育所増設に資金を投入し、親の費用負担を無償化する。保育の質を向上させる。2025年までに、小学校でのフルタイム養育（学童保育）に対する法的請求権を確立する。

貧困対策として、低所得や単親の家庭への支援強化や手続簡素化を行う。子供の権利をドイツ基本法（憲法）に基礎付ける。平等政策としては、2025年までに公務員の管理職での男女平等を実現し、女性が従事することが多いケア従事職（保育・介護・看護）の給与改善を行う。

(2) 教育、研究、デジタル化の推進（第4章）

教育関連には、特に積極的な資金投入を行う。全日制教育と保育を拡充するため、20億ユーロ（2018年から2021年の連邦予算総計。特記のない場合、以下同じ。）を支出する。全学校におけるデジタルインフラの強化等に、5年間で50億ユーロを手当する。職業教育・訓練を強化し、訓練手当に最低限度額を導入する。高等教育と研究については、研究開発投資を2025年までに対GDP比3.5%以上とすることを目標とする。全国への光ファイバーネットワーク敷設（できれば個人宅まで）のため、100億から120億ユーロの費用調達を州及び通信事業者と共に目指す。ドイツ鉄道の全ての公衆施設、列車、駅において、無料Wi-Fiの提供を行う。

(3) 労働政策と減税等負担軽減（第5章）

完全雇用を目指し、長期失業者向けの新たな雇用機会創出等のために、40億ユーロを追加支出する。再度、無期雇用を原則とし、有期雇用は例外的な位置付けとする。46人以上の従業員を有する企業において、パートタイムから常勤への復帰請求権を認める。

税及び社会保障負担について、中・低所得者への幅広い軽減策を実施する。連帯付加税⁶の納税者の90%程度が免除されるよう、所得制限額を変更する。法定医療保険の保険料は、2019年から労使折半を再開する。失業保険の保険料率を、0.3%分引き下げる。

(4) 経済成長、税財政、エネルギー、交通、農業（第6章）

中小企業を強化し、ドイツをビジネスの場として強化する。「インダストリー4.0」（主力産業である製造業の国際競争力強化を目指して実施されている、政府と企業による協同プロジェクト）を拡充する。中小企業の研究開発促進のための財政支援を行う。EU以外の第三国との自由かつ公正な貿易協定の締結、EU域内のデジタル単一市場の迅速な完成、職業訓練におけるデュアルシステム（座学と実習の組合せ）の強化を行う。専門職の育成を図るマイスター制度については、マイスター審査中の費用の全額又は一部の払戻し制度（マイスターボーナス）を創設する。

財政と税に関しては、均衡予算を堅持しつつ、個人の増税は行わない。欧州における法人税の共通制度（共通課税標準と最低法人税率）をフランスと共に率先して導入し、インターネット企業への公正な課税を実施する。税の抜け穴とタックス・ヘイブンに対応し、租税回避を防止する。ドイツの金融センターを強化し、リスクの高い金融市場の投機から納税者を保護する。

⁴ 第2子までは、子1人当たり月額194ユーロ（2018年）である。Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, *Das Kindergeld*, 01.01.2018. <<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/kindergeld>>

⁵ 1ユーロは、約133円（平成30年4月分報告省令レート）である。

⁶ 連帯付加税（Solidaritätszuschlag）は、東西ドイツ統一にあたり旧東ドイツ支援を目的として創設され、法人及び個人の所得に課されるものである。税率は法人税額の5.5%（課税対象額の0.825%）、個人の所得税額の5.5%である。連帯付加税法（Solidaritätszuschlaggesetz 1995（BGBl. I 2002 S.4130））の第4条で規定する。

エネルギー政策としては、再生可能エネルギーを市場志向で拡大し、クリーン、安全かつ適正価格のエネルギー転換を続け、2030年までに再生可能エネルギーのシェアを65%に増やす。

交通政策については、インフラ整備への巨額の投資を継続し、地域交通の確保のために10億ユーロ（2020/2021年度）を追加支出する。騒音防止に投資し、2025年までに鉄道網の70%を電化する。全ての交通手段で自動走行技術を試験し、更に開発を進めるための法的要件を確定する。都市の大気汚染防止策改善のため、クリーンな公共交通機関やカーシェアリング等を推進する。水素・燃料電池等へ投資し、2020年までに充電ポイントを10万か所増設する。

国内農業を強化する。連邦全域で遺伝子組換えを禁止し、有機農業を拡大し、デジタル技術を活用する。アニマルウェルフェア⁷を率先し、認証ラベル制度を導入する。生産者の多様性と良質な食品を守り、栄養価と食材に関する情報の透明性を高める。食品廃棄物を抑制する。

(5) 社会保障（年金、介護、医療）（第7章）

2025年まで、法定年金の給付水準（所得代替率）は48%を維持し、保険料率は20%のままとする。2025年以降の長期間の年金制度安定化のため、年金委員会を設置する。老後の貧困を防ぐため、家庭内で育児や介護を長期間担った人々の働きを評価し、基礎保障必要額に10%上乗せした基本年金を導入する。子の養育期間の年金算定への更なる反映と、3人以上養育した父母の一部に年金権を付与する「母親年金II」の創設を目指す。障害年金を改善する。任意加入の自営業者については、手続をオプト・アウトとし、法定年金保険への加入を促す。

障害者の社会参加を強化する。公共スペースや日常生活のあらゆる領域のアクセシビリティ改善に投資する。ケアサービス（保育・介護・看護）の向上を目指し、専門職8,000人の新たな雇用と給与改善のための緊急ケアプログラムを実施する。介護看護教育における学費軽減を行う。農村部での高齢者介護・看護を強化する。

優れた医療サービスを、全国で提供する。地域への医師割当制度を実施する。医療職の学費無償化や遠隔医療の推進を行い、2021年までに電子患者情報（電子カルテ）を導入する。地域の薬局を強化し、処方薬の通信販売を禁止する。

(6) 移民と難民、社会統合（第8章）

法的義務及び人道的義務を果たし、国際条約に基づいて対応する。移民は、年間18万人から22万人までに規制して適切に管理し、開発協力・平和維持活動等を改善する。難民申請手続を迅速化するために、受付、決定及び帰還のための迅速かつ包括的な法的手続を確立する。

専門職に対する需要増に労働移民で対応するため、透明性の高い専門職移民法を制定する。国民経済の要求だけでなく、移民の資格、年齢、言語、具体的な職場の証明、生計維持の保証を要件とする。同時に、社会統合のための、州や地方自治体の負担軽減プログラムを継続する。

(7) 都市と地域、住宅（第9章）

全ドイツでの「平等な生活条件」を目標として、地域を強化する。連邦政府、州、地方自治体代表から成る共同委員会「平等な生活条件」を設置し、2019年半ばの具体的な提案を目指す。都市と地域の格差是正のため、構造的に弱い地域のためのドイツ全体での助成制度を創出する。

150万戸の新しい住宅・住居を供給する。社会住宅の建設のために、20億ユーロ（2020/2021年度）を支出する。子供のいる家庭が新築又は中古の住宅を取得する場合、新たに、子1人につき毎年1,200ユーロの建物児童手当（Baukindergeld）を10年間支給する（所得要件あり）。

⁷ アニマルウェルフェア（動物福祉）については、以下を参照。農林水産省「アニマルウェルフェアについて」<http://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html>

市民参加とボランティアを強化し、固定資産税を地方自治体の重要な収入源として保障する。

(8) 自由な社会のための法の支配 (第 10 章)

国内の治安を強化するため、連邦及び州の治安機関職員を 15,000 人増員し、司法分野に 2,000 人増員する。警察のための設備の改善、デジタル化、DNA 分析の拡大を行う。全ての分野の手続を効率化し刷新する。治安当局の権限をインターネット上でも同等に認め、サイバー防御を拡大する。連邦情報技術安全庁の役割を強化する。欧州における安全保障協力の強化など、テロとの闘いにおける当局間の協力関係を改善する。

犯罪及びテロの被害者の補償に関する立法を行う。インターネット上での子供の保護を改善する。新しい企業制裁法を制定し、制裁金を引き上げる。消費者の権利を強化する。

(9) エネルギーと環境問題 (第 11 章)

2020 年、2030 年、2050 年の、ドイツ、EU、国際機関それぞれの気候目標を堅持する。2020 年までに気候保護策の欠落部分を補う。2030 年の気候目標を達成するための法律を制定する。

炭素排出量の 40%削減目標を達成し、石炭火力発電を削減し、かつ必要な構造改革を確実に実施するために、行動計画を策定する委員会を設置する。次世代のための環境保全として、生物多様性の保護を推進し、汚染からクリーンな空気、水、土壌及び海洋を守る。

脱原子力発電は堅持する。外国の原子力発電所への国家基金からの出資を全て終了する。

(10) 世界の平和、自由と安全保障 (第 12 章)

平和への責任を果たし続ける。公正なグローバル化、持続可能な開発政策、軍縮のための国際協力と関与、更なる武器輸出の制限を行う。NATO、国際連合、欧州安全保障協力機構及び大西洋間パートナーシップを堅持する。開発協力、文民危機予防、人道援助、防衛、連邦軍に資金を投じ、予算増額 20 億ユーロを開発援助と防衛に等しく分配する。連邦軍予算を増額して、増員、最善の訓練、現代的な装備強化を実現する。欧州の防衛組織を強化し、「欧州人の軍」(Armee der Europäer) へ向けて更に歩みを進める。

EU 拡大については、スピードより入念さを重視する。バルカン半島西部諸国の EU 加盟前の基準の確実な遵守を期待する。トルコの EU 加盟プロセスについては、終結も再開も行わない。条件が満たされるまで、トルコに対するビザの自由化は行わない。

難民発生原因を根絶するためアフリカを支援し、より多くの機会と雇用を創出するため、開発協力や帰還プログラムに投資する。故国でより良い収入を確保できるプログラムを拡充する。

(11) 民主主義の再興 (第 13 章)

文化政策を全国規模で策定する。文化拠点地区を強化し、芸術や文化へのアクセスを改善する。図書館や地区文化センターの助成を増やす。連邦政府が助成している文化施設については、無料入場を定期的実施する。

過去の「記憶」を眠らせない。反ユダヤ主義と戦う。「若者に思い起こさせる」プログラムで、記念館訪問やワークショップ参加を促す。メディアと報道の自由を堅持する。職務秘密と情報アクセス権を強化する。国際放送事業体 Deutsche Welle、映画、メディアを強化する。

(12) 政府と議会会派の運営 (第 14 章)

連邦議会を強化する。連邦首相への年 3 回の定例質問、本会議における国内外の重要課題に関する方針についての年 2 回の議論等を、他の会派と協議して実現する。政策が、連立協定に合致しているかどうかを確認する。議会期 (4 年) の半ばにおいて、連立協定の実施状況の調査を行い、どの計画で新たに合意しなければならないかを決定する。